平成２４年（フ）第３５４号
山梨県南アルプス市有野3176番地１
債務者　大森こま江
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
山梨県甲府市蓬沢町1175番地　ハイツ氏原102
債務者　小川　　忍（旧姓堀口・岡田）
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
山梨県甲府市古府中町6017番地13
債務者　笠井　直樹
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７６号
山梨県甲府市北口２丁目13番７号
債務者　平野婦美子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４０号
長野県松本市梓川倭2884番地２　カンパーニャＦ202号室
債務者　上部佐代子
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第９５号
長野県岡谷市加茂町２丁目17番315号
債務者　湯田坂竜也
１　決定年月日時　平成24年11月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第８５号
三重県伊賀市下柘植2459番地の２
債務者　中森鮎裕美（旧姓進藤）
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第８８号
三重県伊賀市桐ケ丘７丁目210番地
債務者　佐竹　温子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第３７２号
滋賀県栗東市小柿６丁目７番２―Ａ201号
債務者　羽野　清隆
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３９８号
大津市大門通13番１号
債務者　八田　恵美
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４００号
滋賀県草津市西矢倉３丁目１番61号、前住所大阪府枚方市小倉東町15番11号
債務者　杉野　　勲
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０４号
滋賀県甲賀市水口町本町２丁目２番43号　一般社団法人水口病院内、住民票上の住所滋賀県甲賀市水口町東名坂67番地
債務者　新垣　秀昌
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０５号
大津市大石東５丁目７番９号、前住所大阪府東大阪市吉田本町３丁目８番７号　ボナンサ東野701
債務者　川端　　勝
１　決定年月日時　平成24年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４０７号
大津市中庄２丁目18番９号　望月アパート10号、前住所岐阜県恵那市岩村町飯羽間3327番地30
債務者　深谷　文喜
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１１号
大津市和邇今宿910番地の２　第２西山ハイツ304、前住所大津市苗鹿２丁目31番28―8018号
債務者　スナックＣＯＣＯこと　小松崎しづ子
１　決定年月日時　平成24年11月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１８８号
滋賀県近江八幡市出町424番地２　101号、前住所滋賀県近江八幡市池田町１丁目６番地２
債務者　北川　明男
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１１３６号
京都市伏見区久我東町201番地１　市住６棟503
債務者　魚翔こと　中村　翔太
１　決定年月日時　平成24年11月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月15日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係